

郡山健康科学専門学校 介護福祉学科  
介護職員初任者研修科【通信課程】履修規程

第1条(目的)

本校は保育・医療・介護にかかわる人材を養成する学校であり、介護福祉学科は、介護に必要な専門的知識・技術を有する介護職員の養成と高齢社会の多様なニーズへの対応と広く地域貢献を目的として、本研修を行うものとする。

第2条(名称・所在地)

本科は「郡山健康科学専門学校 介護職員初任者研修科【通信課程】」と称する。

- 2 本科の所在地は、福島県郡山市函景二丁目9番3号に置く。
- 3 本科の研修会場は、所在地以外に必要なに応じて設置する。

第3条(課程名・修業年限・定員)

本科の課程名、修業年限、定員は次のとおりとする。

- (1) 課程名：通信教育課程
- (2) 修業年限：5か月間  
受講生は1年を超えて在学できない。
- (3) 定員：40名

第4条(教育課程・授業方法)

- (1) 教育課程(カリキュラム)は、別表1のと通りの科目及び時間数とする。
- (2) 授業方法は、通信授業で行い、別表1に規定のとおり、面接授業(スクーリング)を実施する。

第5条(入学時期)

本校の入学時期は、課程の開始日とする。

第6条(入学資格)

福祉従事者を目指す意思があり、全講義・演習に誠意を持って履修することが出来る者、および研修会場に通学可能な者。

### 第7条（手続・入学者の選考）

入学志願者は、指定の期日までに本校指定の書類に必要事項を記入し、出願しなければならない。入学は、書類選考のうえ、学校長が許可する。

2 入学を許可された者は、許可の日から指定された日までに、必要書類を提出し、学費等を納め、手続きを終えなければならない。

3 出願書類：①受講申込書

②既修得の資格証書の写し(該当者のみ)

③本籍地の記載のある住民票の写し(6ヵ月以内のもの)

④身分を証明する書類の写し

### 第8条（学費等）

本校に入学するための学費等（入学金等）は、別表1に規定のとおりとする。

2 受講日当日、受講開始後の申し出による学費返還には一切応じない。

3 但し、第5条に規定する入学時期より前に申し出た場合には、別途協議のうえ、入学金を除く、学費等の一部を返還する場合がある。

3 正当な理由がなく且つ、所定の手続きを行わずに学費等の支払がない場合は、除籍処分とする。

### 第9条（休学・復学・退学）

疾病その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上研修を中断する場合は、その事由を記載した書類を提出し、学校長より休学の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、復学の願いを記載した書類を提出し、学校長の許可を得なければならない。なお、休学期間は最長1年とし、それを超える場合は退学とする。

3 研修を中止しようとする場合は、その事由を記載した書類を提出し、学校長より退学の許可を得なければならない。この場合の学費等の返還には応じない。

### 第10条（履修方法）

通信授業は、別表1に定める科目を、決められたスケジュール表に基づいて、受講生が教材等で学び、定められた期間内に、科目ごとの提出課題を提出し、修了評価を受けなければならない。

2 面接授業は、本校の教室及び演習室、本校が指定する施設において実施する。面接授業の指定時間は別表1のとおりとする。

3 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由により、有料にて補講を受けることができる。

4 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

#### 第11条（評価方法）

各科目の評価は、レポート、確認試験、科目評価試験及び修了評価筆記試験をもって行い、60点以上の者を合格とする。不合格の者については課題等を提出させ、再度評価を行う。

#### 第12条（課程修了の認定）

課程修了の認定は、指定された研修による免除科目を除き、別表1に規定する全ての通信授業科目・通学授業科目の履修が認定され、修了評価筆記試験に合格した者は介護職員初任者科修了を認定する。

#### 第13条（卒業）

所定の修業期間在籍し、介護職員初任者研修修了の認定を受けた者に対して、学校長は修了証を交付する。

#### 第14条（教職員組織）

本校には次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名
  - (2) 専任教員 1名以上（教務に関する主任者を1名定める。）
  - (3) 事務職員 1名以上
- 2 学校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
  - 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育を司る。
  - 4 事務職員は事務に従事する。

#### 第15条（懲戒）

学校長は、学生の本分に反する行為があったと認められる場合は、これに懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告及び除籍とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 在籍期間を超えた者
  - (2) 履修進度が著しく遅く、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく、課題提出ができない者
  - (4) 面接授業時にクラスの秩序を乱す等、教員の指示に反した者

第16条(苦情相談窓口・課程編成責任者)

(1)苦情相談窓口

【法人】

福島県郡山市図景2-9-3

学校法人こおりやま東都学園 学園本部

本部長 小尾 勉

TEL：024-936-7777

FAX：024-936-7778

【事業所】

福島県郡山市図景2-9-3

郡山健康科学専門学校 介護福祉学科

学科長 窪木 守

TEL：024-936-7777

FAX：024-936-7778

(2) 課程編成責任者

福島県郡山市図景2-9-3

郡山健康科学専門学校 介護福祉学科

学科長補佐 佐藤 篤

第17条(雑則)

その他この規定の実施に関し、必要なことは学校長が定める。

附 則 この規定は、令和5年4月1日より施行する。

■添付書類

別表1：研修カリキュラム、入学金等

別表 1

(研修カリキュラム)

研修カリキュラムは、次のとおりとする。

研修科目	総時間数	内訳	
		通信	通学
① 職務の理解	6 時間	0 時間	6 時間
② 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	7.5 時間	1.5 時間
③ 介護の基本	6 時間	3 時間	3 時間
④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	7.5 時間	1.5 時間
⑤ 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間	3 時間
⑥ 老化の理解	6 時間	3 時間	3 時間
⑦ 認知症の理解	6 時間	3 時間	3 時間
⑧ 障害の理解	3 時間	1 時間	2 時間
⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	12 時間	63 時間
⑩ 振り返り	4 時間	0 時間	4 時間
合 計	130 時間	40 時間	90 時間

(入学金等)

入学金 10,000 円

受講料：69,500 円

テキスト代：5,500 円

※使用するテキストは、中央法規出版株式会社発行「介護職員初任者研修テキスト全 2 巻」とし、研修開始日までに購入しなければならない。